

地域愛を育む地産地消プロモーション業務
公募型プロポーザル方式実施公告（案）

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年4月18日

農政部 農業政策課 農産物マーケティング室長

1 業務の概要

(1) 業務名

地域愛を育む地産地消プロモーション業務

(2) 業務の目的

物価高騰が続く中においても、輸入品や県外産でなく、県産農産物を選んで購入してもらうことで、生産者の応援と地域の活性化につながる地産地消を推進するため、消費者へ生産の現場や農業者の努力・工夫を伝える動画と子供達も親しみやすい地産地消PR曲を活用した情報発信を実施する。

(3) 業務内容

① 小売店等での情報発信

県が制作したオリジナル動画と地産地消PR曲（おいしい信州フードチャンネル（YouTubeチャンネル）にアップロードしてある「長野県×地産地消」の動画及び動画内で使用されている曲）を使用し、県内小売店や街頭等において効果的に広報・宣伝を実施

② 子供も楽しめる広報の展開

地産地消PR曲を子供たちが歌ったり、曲に合わせて踊ったりするダンス等を募集し、SNS、YouTube等による発信を行い、ダンスコンテストを兼ねたイベントを実施（多数の応募者につながる効果的な広報の実施）

③ 地産地消PR曲に合わせた動画コンテンツ等の発信

【地産地消PR曲URL】

<https://www.oishii-shinshu.net/music/ShiawaseShinshuSan.mp3>



【動画】「長野県×地産地消」
えらんで食べよう信州産



【ダンス動画】地産地消PR曲

(4) 仕様等 別添仕様書（案）のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 以下の内容を含む企画コンセプト

ア 小売店等での情報発信

- ・地場産農産物販売コーナー等における地産地消PR曲の放送
- ・街頭サイネージ等で放送
- ・しあわせバイ信州運動と連携した地産地消推進イベントの実施

イ 子供も楽しめる広報の展開

- ・子供ダンスコンテストの実施（1回）
- ・応募者増につながる効果的な広報

ウ 地産地消PR曲に合わせた動画コンテンツ等の発信

② 自由提案（任意）

③ 実施スケジュール

④ 実施体制

⑤ 過去5年以内のプロモーション又はPR業務の実績

⑥ 業務の要する経費及びその内訳

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積書により算定した額の110分の100に相当する額を記載してください。

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間又は履行期限 契約日～令和8年1月31日

(8) 費用の上限額 2,096,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者に対しては、これらに加入していること。

(7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。

(8) 過去5年間にプロモーション又はPR業務に関する業務の実務実績を有していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① プロモーション又はPRに関する業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 類似の実績については、これを証する契約書の写し等を添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒381-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県 農政部 農業政策課 農産物マーケティング室
(担当) 水谷、高橋
電 話 026-235-7217 (直通)
F A X 026-235-7393
メー ル marketing@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年5月2日（金）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4) に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り、ます。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（(6) ⑤ ①）の3日前までに、書面により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中

(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和7年4月25日(金) 午後2時～3時

(2) 開催場所 Zoomを活用したオンライン方式

(3) 参加申込 説明会への参加を希望する事業者は、令和7年4月23日(水)正午までに3(4)へ電子メールによりお申し込みください。

(4) その他 企画提案を求める内容の詳細等を説明します。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和7年5月12日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。

(4) 回答方法 農産物マーケティング室長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年5月15日(木)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 添付資料

- ・企画書
- ・企画書説明資料
- ・会社概要又はパンフレット
- ・過去5年間に制作したプロモーション又はPR業務に係る動画等のデータ(1動画)

(3) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は他事業者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付期限 令和7年5月12日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで。)

- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては令和7年5月15日（木）までに電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年5月19日（月）
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。
ただし、5月19日は正午までとする。）
- ② 提出先 3(4) に同じ。
- ③ 提出部数 8部（原本1部、コピー7部）及び動画のデータ（DVD・R等）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。
ただし、郵送の場合は提出期限までに農産物マーケティング室に到達したものに限り
ます。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認して
ください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定します。

【評価基準】

項 目		審査内容	配点
1	業務の理解度等	・本事業の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、 分析力、提案力が優れているか	1 5
2	業務の遂行力	・円滑に運営を行うことができるか ・事業の遂行が確実であるか	1 5
3	企画力	・小売店等での情報発信 動画や曲が県民に広く周知される企画となっているか ・子供も楽しめる広報の展開 子供たちが楽しめるコンテストの企画となっているか コンテストへ多くの応募がなされる広報の企画となっているか ・地産地消PR曲に合わせた動画コンテンツの発信 県民へ強く情報発信ができる企画となっているか	2 5
4	体制	・本業務を実施するための技術力があるか ・県との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか ・品質管理を行うチェック体制が整っているか	1 5
	工程管理	・業務の実施行程が適当であるか ・トラブルの未然防止策、対応策が適当か	1 5
5	経済性	・予算内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか	1 5
合 計			1 0 0

(7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ 6者以上の提出があった場合は、提出書類及び動画データによる1次審査を行います。
- ④ プレゼンテーションの実施日時及び場所
令和7年5月22日（木）午後
長野県議会 議員会館 会議室（住所：長野県長野市南長野妻科547）
※時間については参加者へ個別に連絡します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により農産物マーケティング室長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により農産物マーケティング室長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3(4)に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中
(土曜日、日曜日及び休日は除く。午前9時から午後5時まで)

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を農産物マーケティング室長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、農産物マーケティング室において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒381-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室
(担当) 水谷、高橋
電 話 026-235-7217 (直通)
F A X 026-235-7393
メール marketing@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。